

障がい者総合支援センターに配置するコーディネーター・ワーカー等の業務

1 相談員/コーディネーター（3障がい・障がい児の相談対応）

在宅の障がい児（者）及び保護者や障がい児（者）の支援に関わる者などの個々の要望に対して一般的・総合的な相談窓口となり、以下のような多様な支援を行う。

- 在宅の障がい者及び保護者に対し、家庭への訪問等により地域生活に関する相談に応じるとともに、各種医療・保健・福祉サービスの提供にかかる援助・調整等を行う。
- 在宅障がい児（者）の地域生活に対する日常的なボランティア活動を行う者の育成及び地域住民に対する障がい者への理解促進のための啓発活動。
- 障がい者の生活ニーズに対応した住居や働く場など社会資源の開発等についての企画・提言や社会参加を目指す障がい者を受け入れる家族、学校、会社等に障がいに関する理解を求めるための活動。

2 療育コーディネーター

- 在宅の障がい児及び保護者、支援者（保育士、教員等）などから直接または関係機関を通じて寄せられる高度専門的な相談に対し、専門機関と連携をとりながら対応する。
- 県が実施すべき訪問療育、外来療育、施設支援といった個々の事業を活用してそれぞれの問題に応じた高度専門的な療育支援を行う。
- 問題が生じた場面ごとの対応だけでなく、ライフステージの変更（進学等）、支援者の変更（保育士→教員、教職員の人事異動等）を経ても一貫した情報共有、療育支援が実施されるようサポートする。

3 発達障がいサポート・マネージャー

発達障がいに関する幅広い知識と支援経験を有する者が、各圏域内で以下の業務を行う。

- 発達障がいのある人への支援に携わっている方に対して、相談に応じ、助言等を行う。
- 支援分野の異なる専門家の橋渡しを行い、一貫性のある支援を実現させる。
- 発達障がい支援の専門家等と連携、協力して支援計画の作成を行う。

4 地域連携促進コーディネーター

障がい者就労施設（主に就労継続支援B型事業所）の工賃アップのため、以下のような支援を行う。

- 工賃向上計画の作成及び実行上のアドバイス
- 地域課題等の把握及び地域の企業等への事業所の紹介、マッチング
- 事業所の新規自主製品開発等に係る助言及び販路開拓
- 法人・事業所間の連携及び大規模な作業等の発注に対する複数事業所による共同受注に関する企画・調整

5 就業支援ワーカー

障がい者の職業生活における自立を図るため、以下の業務を行う。なお、各センターの就業支援ワーカーの内1名は「主任就業支援ワーカー」としてセンターの支援業務を統括する役割を担う。

- 障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行う。
- 事業主に対して障がい者の就職後の雇用管理に係る助言等を行う。
- 障がい者に対して障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター又は事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてあっせんする。
- 障がい者雇用支援者に関する情報の収集及び提供、障がい者雇用支援者に対する研修を行う。
- 前各項目の業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、ろう学校、養護学校、当事者団体等の関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡会議を開催し、これら機関との連携を図る。

6 主任職場定着支援ワーカー

障がい者の雇用や定着支援について高度な知識と経験を有する者で、地域における定着支援の中核として、障がい者の職場定着や雇用管理等についての企業等からの第一次的な相談窓口となり、助言や他の支援機関へのコーディネートを通して地域全体の定着支援の強化を図る。（長野圏域の就業・生活支援センターに1名配置）

7 生活支援ワーカー

障がい者等の家庭や職場等を訪問することなどにより、障がい者の職業生活に伴って生じる本人の生活上の相談、職業生活に関する相談、金銭・衣食住に関する相談、余暇活動、近隣との人間関係及び親戚等との関係調整、地域生活に関する相談等に応じるなど、生活に必要な支援を行う。